

教育委員会提出議案

第 19 号議案

豊島区文化財の登録（文化財保護審議会への諮問）について
上記の議案を提出する。

令和 6 年 7 月 22 日

豊島区教育委員会教育長 金 子 智 雄

（説 明）

豊島区文化財保護条例第 23 条第 1 項第 3 号の規定による諮問を行うため、本案を提出する。

※ 第 23 条 審議会は、委員会の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を調査審議して、答申する。

（資 料）

別添のとおり

諮 問 書



豊島区教育委員会

第19号議案 資料
令和6年第9回臨時会
6. 7. 22 庶務課

6 豊教庶発第 号
令和6年7月22日

豊島区文化財保護審議会 様

豊島区教育委員会

豊島区文化財の登録について（諮問）

豊島区文化財保護条例第23条第1項第3号の規定により、下記の候補物件について、豊島区文化財に登録することが適当であるか諮問致します。
ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

記

【候補物件1】有形文化財（考古資料）

染井遺跡（STハイム地区）出土遺物 1件

【候補物件2】有形文化財（考古資料）

旧感応寺境内遺跡（新日本製鐵マンション地区）出土遺物
1件

以上

【登録候補物件 1】

1. 名 称 染井遺跡（S Tハイム地区）出土遺物
2. 数 量 出土遺物 1 件（縄文時代、弥生時代、近世から近代の遺物）
整理箱 5 箱
3. 登録種別 豊島区登録有形文化財（考古資料）
4. 所 有 者 豊島区
5. 管 理 者 豊島区教育委員会
6. 登録基準 「豊島区文化財登録・指定基準」第 1 豊島区登録文化財 1 豊島区登録有形文化財（5）考古資料ア「各時代の遺物・遺跡で学術的価値があるもの」およびイ「区の歴史上重要と認められるもの」に該当するものである。
7. 登録理由 登録する遺物は、2007（平成19）年に実施した染井遺跡の発掘調査による出土遺物である。
調査した地点は染井遺跡の南東端付近に位置し、遺跡の北東を流れる谷田川に面する標高22mほどの台地の上に立地する。付近は台地の縁辺が近く、支谷が樹枝状に発達して複雑な微地形を呈している。
発掘調査は約81㎡を対象としており、弥生時代中期の方形周溝墓の一部と推定される溝状の遺構と、近世から近代の柱穴列や植栽痕、防空壕と考えられる室などが発見された。遺物では縄文時代の早期から後期の土器や石器、礫、弥生時代（後期）の土器、近世から近代の陶磁器・土器、をはじめとする遺物群が出土している。
出土した遺物のうち多数を占めるのは礫である。1,201点を採取している。この礫は縄文時代の遺物包含層から出土したものであり、ほとんどすべての礫にススやタールと推測される黒色付着物や、熱を受けた結果である赤化が認められた。さらにその大半が破砕したものであることから、縄文時代の集石遺構（調理場）に用いられた礫が長年使いこむうちに破砕されてゆき、使えなくなったものとして廃棄された一群が本地区で出土した礫の性格ではないかと考えられる。本地区では縄文時代の遺構は見つかっていないが、付近に縄文時代の集落があった可能性が指摘されている。

縄文土器では早期37点、前期10点、中期30点、後期6点、ほかに時期不詳の物が57点出土し、石器は黒曜石の剥片^{はくへん}と石皿の破片が出土した。接合するものはなくいずれも小破片である。しかし、上述の礫の出土状況とともに、周辺に縄文時代の遺跡が存在する可能性を示す資料である。

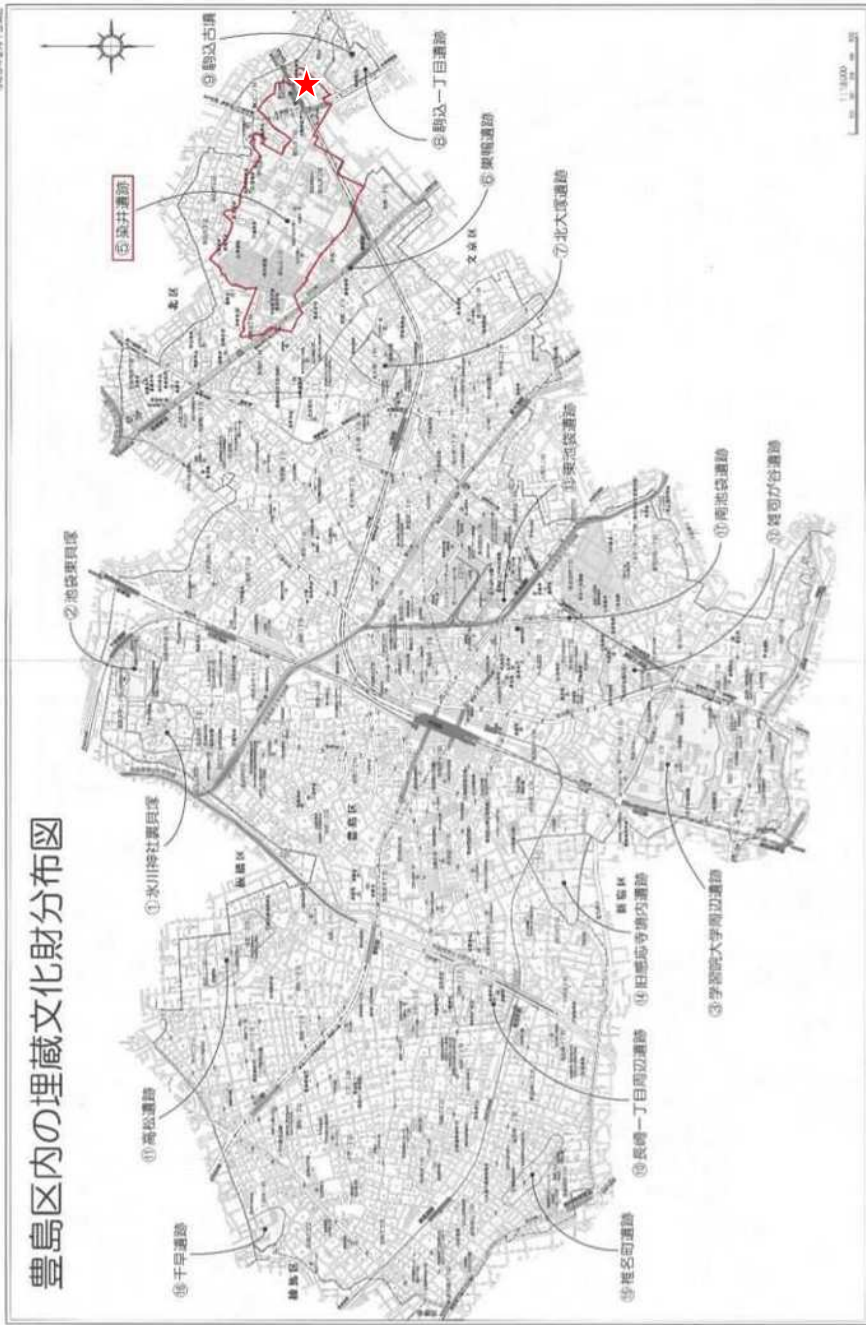
弥生時代の方形周溝墓に伴う遺物は、縄文時代の土器や礫のほか弥生時代の土器が数点である。土器は弥生時代後期のものと考えられるが、方形周溝墓自体は、その形から弥生時代中期後半のものと推定されている。しかし弥生時代中期の時期の遺物が出土しておらず、遺構の性格を明らかにするためには今後の周辺での調査の進展を待ち本地区の出土資料との比較検討を行う必要がある。

近世から近代の遺物は、塀の跡や植栽痕、防空壕と推定される地下室などから130点余が出土した。18世紀後半から19世紀にかけての遺物が主であるが特に1870年代以降に普及したコバルト染付の製品が多い。食器、調理具、火鉢や香炉などの調度品、ガラス瓶、植木鉢など日常生活道具が多く出土し、江戸時代から明治、大正時代にかけて本地区周辺に暮らした人々の生活の様子を伝えている。

以上のように、本地区出土資料は、縄文時代、弥生時代、近世から近代の本地区周辺で活動した人々の様相を示す貴重な資料である。

8. 参考資料 『染井XX I 東京都豊島区・染井遺跡（S Tハイム地区）の発掘調査』 特定非営利活動法人としま遺跡調査会 2012年1月

豊島区内の埋蔵文化財分布図

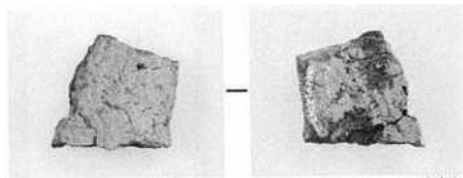


豊島区埋蔵文化財調査報告書(第1号)「豊島区埋蔵文化財分布図」
 発行 1991年4月22日 豊島区埋蔵文化財調査委員会
 発行 1991年4月22日 豊島区埋蔵文化財調査委員会

染井遺跡の位置



出土した礫の一部



4 (表)

4 (裏)

縄文時代早期の土器

条痕文系、胎土に繊維を含む



8



9

縄文時代前期の土器

8 黒浜式、9 諸磯 c 式



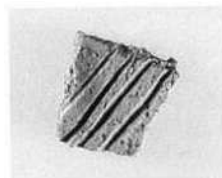
18



19

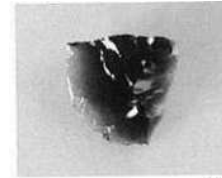
縄文時代中期の土器

18 勝坂式、19 加曾利 E 3 式



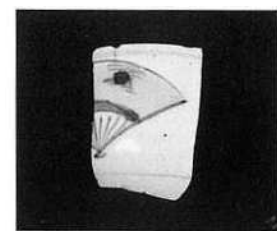
25

縄文時代後期の土器



36

黒曜石の剥片



1



3

磁器碗

上江戸時代、下明治時代



5

陶器鉢



11

盃台

これに盃を乗せて客人に
酒を勧める。

【登録候補物件 2】

1. 名 称 旧感応寺境内遺跡（新日本製鐵マンション地区）出土遺物
2. 数 量 出土遺物 1 件（近世から近代の遺物）整理箱58箱
3. 登録種別 豊島区登録有形文化財（考古資料）
4. 所 有 者 豊島区
5. 管 理 者 豊島区教育委員会
6. 登録基準 「豊島区文化財登録・指定基準」第 1 豊島区登録文化財 1 豊島区登録有形文化財（5）考古資料「ア 各時代の遺物・遺跡で学術的価値のあるもの」および「イ 区の歴史上重要と認められるもの」に該当する。
7. 登録理由 登録する遺物は、目白三丁目23番 5 号におけるマンション建築計画に先立つ発掘調査で出土した。本遺跡の遺物は、豊島区登録有形文化財で初めての候補となる。

「旧感応寺境内遺跡」は天保年間（1830～1844）に存在した鼠山ねずみやま感応寺かんのうじの寺域を範囲とした遺跡である。

この地域は、近世は雑司ヶ谷村の西端に位置しており、『御府内場末ごふないばすえ往来其外沿革図書』（以下、『沿革図書』）の「延宝年中の形」（1673～1681）では「安藤但馬守 下屋敷」として描かれており、本遺跡はその一部に該当している。その後、1834（天保 5）年には感応寺造営のために土地となるが、感応寺は1841（天保12）年の11代将軍徳川家斉の逝去とともに廃寺となり 7 年間という短期間しか存続しなかった。さらに、水野忠邦の天保の改革によって、感応寺の寺域は分筆されることになり、その地に旗本や宗教者が集住することとなった。『沿革図書』の「天保十三年寅年同十四卯年の形」（1842～1843）によれば、本地区には羽黒山・月山・湯殿山ゆどのやまの出羽三山における修験・山伏の集団である「羽黒修験はぐろしゅげん」が集住していた。

発掘調査は1996（平成 8）年11月28日から1997（平成 9）年 1 月31日まで行った。調査の結果、遺構は近世から近代にかけてのごみ穴、植栽痕、生垣痕、花壇、農業関連遺構、便所跡、道路状遺構のほか、近代の退避壕（防空壕）などが発見された。遺物は江戸時代から近代の陶磁器・土器、瓦、陶・土製品、石製品、金属製品、鉄滓てつさい、硝子製品、木製品、樹脂製品、自然遺物が出土した。

本地区の遺構・遺物を総合的に分析すると、「羽黒修験」が所在していた19世紀前半に活発な土地利用が行われていたことが明らかとなった。

とりわけ、遺物が多量に出土した遺構 6 基には幕末頃（1840～1860年代）に生産されたと考えられる陶磁器や多量の自然遺物（マシジミ・アサリ・ハマグリ）が廃棄されており、幕末に羽黒修験がごみを廃棄した遺構として注目される。

これらの遺構の出土遺物のうち、本地区で最も遺物の出土量が多い 5 号遺構の陶磁器では、碗、小^{しょうはい}坏^{かんどつくり}、爛德利、土瓶、徳利が非常に多く、さらには徳利の遺存率が良好であることも特筆できる。また、自然遺物は、5 号、20号、46号、91号、93号遺構で数多く出土し、91号遺構では最多の1,159点の貝類が出土している。すなわち、酒や海産物を飲食していたという羽黒修験の食生活を示す資料と位置付けることができる。

なお、羽黒修験は、江戸時代に流行した出羽三山^{でわさんざん}を信仰する「三山講」の修験者であるが、わずかならが区内での活動をうかがい知る史資料が残されている。山形県羽黒町の「関東檀那御祈禱帳」^{かんとうだんなごきとうちょう}の1837（天保8）年と1843（天保14）年のものには、下高田村と長崎村に関して、羽黒修験が檀那^{だんな}巡りを行う「村廻り順」が記載されている。

羽黒修験が集住した本地区周辺には、南長崎一丁目12番に1813（文化10）年に造立された羽黒信仰にかかわる石碑が、西池袋四丁目には羽黒神社が存在している。

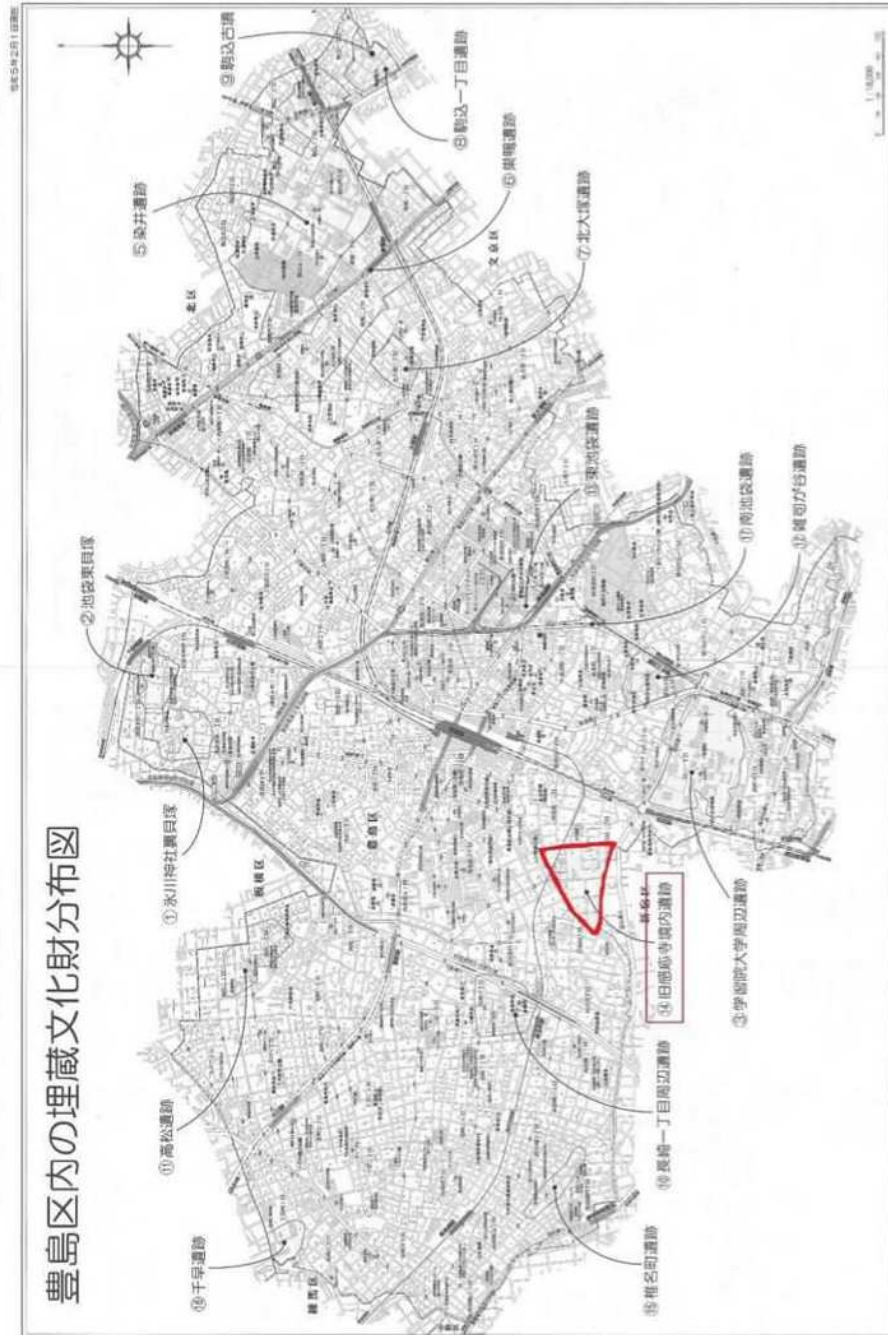
その年代は19世紀前半ごろに製作・造立がなされたものが多く、本地区出土資料の年代とも合致する。

しかしながら、三山講にかかわる史資料は、明治時代の神仏分離や修験道の廃止によって区内ではその足跡をたどることは難しい。本地区出土遺物は、現在では詳細を知ることが難しい近世の羽黒修験の生活を反映するとともに土地利用の状況を復元する手掛かりとなる貴重な資料である。

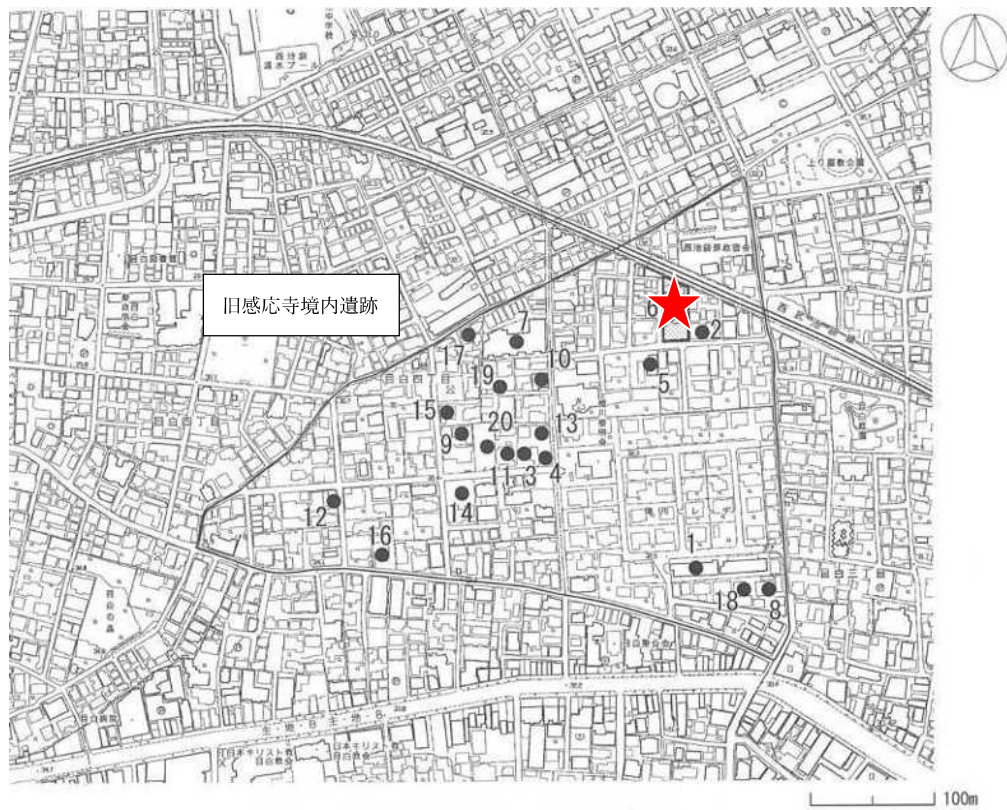
8. 参考資料 『旧感応寺 I 東京都豊島区・旧感応寺境内遺跡（新日本製鐵マンション地区）の発掘調査』豊島区教育委員会2012年3月

『豊島区史 通史編一』東京都豊島区1981年6月

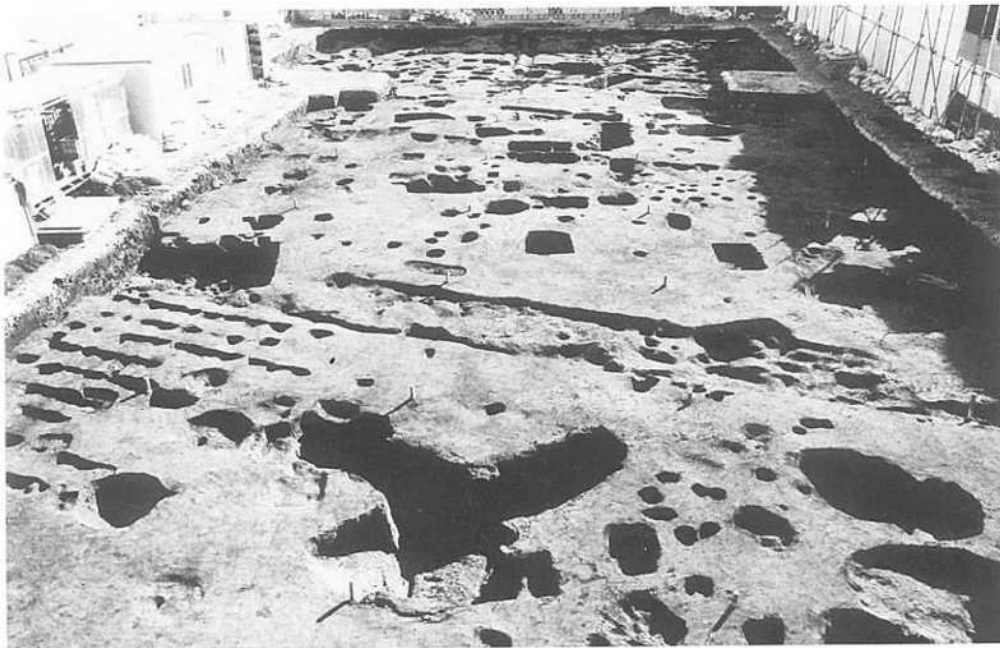
『豊島区史 資料編三』東京都豊島区1979年6月



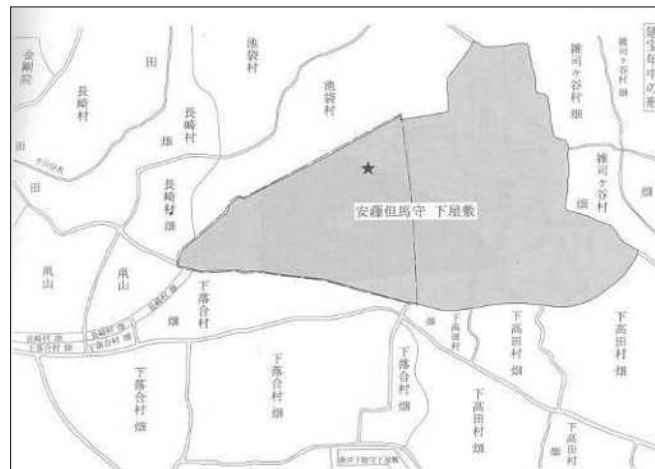
旧感応寺境内遺跡の位置



旧感応寺境内遺跡の範囲と新日本製鐵マンション地区の位置



調査区全景(北から)



延宝年中（1830～1844）の形



天保五午年（1834）の形



天保十三寅年（1842）同十四卯年（1843）の形

『御府内場末往來還其外治革図書』にみる遺跡の土地利用の変遷



碗



薄手酒杯



徳利



爛徳利



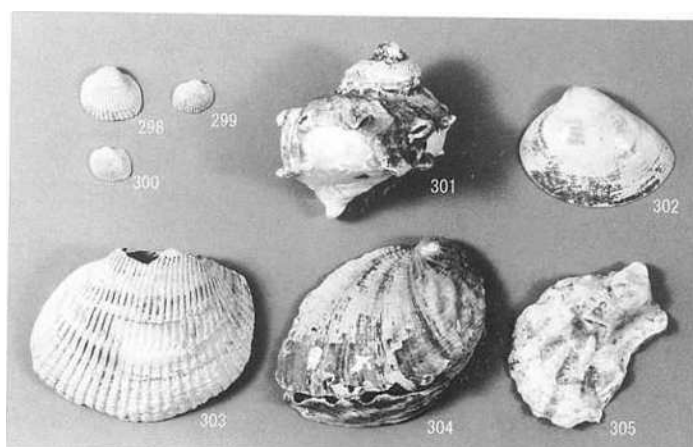
土瓶



焙烙

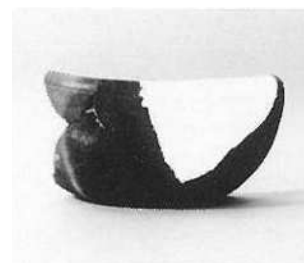


上・灯明皿 下・燈火受付皿



自然遺物（貝類）

出土遺物の一例



瓦質火鉢



石碑所在地



中央が該当の石碑



奉 登山湯殿山 月山 羽黒山
西国秩父坂東百番巡礼

石碑（南長崎一丁目12番所在）

区内の羽黒修験関連 文化財